

福岡県公報

平成二十一年二月二十七日
第二千九百三十六号
増刊 ①

目次

規則(第二号)

福岡県豊表格付条例施行規則を廃止する規則

(園芸振興課)

再掲

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会給与公平課)

規則

福岡県豊表格付条例施行規則を廃止する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年二月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第二号

福岡県豊表格付条例施行規則を廃止する規則

福岡県豊表格付条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第七十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十一年三月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員級の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年二月十八日

福岡県人事委員会規則第二号

福岡県の職員級の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員級の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

別表第一イ甲表中

市警察部	係長	
------	----	--

を

市警察部	係長	班長
------	----	----

に改める。

附則

この規則は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

定価 一箇月六、三五〇円（税込・郵便料別）